

4 障がいのあるこどもの支援

① 医療・手当などの給付

障がい者医療費助成（所得制限があります）

障がい者が、健康保険証を使って医療を受けたときの自己負担相当額を助成します。ただし、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人は通院分（1級は全額、2級は2分の1）に限ります。

対象者

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A1からB1または知能指数50以下の判定を受けた人、精神障害者保健福祉手帳1級・2級の交付を受けている人で、健康保険に加入している人。

手続き

保険医療助成課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(市民課)へ相談してください。

問合せ

保険医療助成課 ☎059-229-3158

障害児福祉手当（所得制限があります）

重度の障がいのため日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。ただし、津市心身障害児福祉年金と併給はできません。

対象者

身体障害者手帳1級及び2級の一部、療育手帳A1、手帳を持っていないが、それらと同等の障がいの程度の児童。(ただし、施設に入所していたり、受け取る方が一定以上の所得があるときは支給されません。また、診断書を基に判定するため対象外となることがあります。)

支給額

月額 15,690 円 (令和6年4月から)

手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

問合せ

障がい福祉課 ☎059-229-3157

自立支援医療（精神通院医療）

精神疾患（てんかんも含む）の治療のために、指定医療機関に通院されている方を対象に、通院医療費の90%までを公費で負担する制度です。

対象者

精神疾患を有する方で、通院による精神医療を継続的に要する方。

自己負担額

医療費の1割が自己負担ですが、所得に応じて0円から20,000円まで自己負担上限月額があります。

手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

問合せ

障がい福祉課 ☎059-229-3157

特別児童扶養手当（所得制限があります）

身体や精神に障がいのある20歳未満の児童を養育している保護者又は養育者に支給される手当で、程度により1級と2級があり、手当額が違います。

対象者

身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部、療育手帳A及びBの一部、精神障がいのある児童の一部、手帳を持っていないが、それらと同等の障がいの程度の児童。(ただし、施設に入所していたり、受け取る方が一定以上の所得があるときは支給されません。また、一部の方は診断書を基に判定するため対象外となることがあります。)

支給額

1級 月額 55,350 円(令和6年4月から)
2級 月額 36,860 円(令和6年4月から)

手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

問合せ

障がい福祉課 ☎059-229-3157

津市心身障害児福祉年金

3歳以上20歳未満の重度の障がいのある在宅の児童を養育している保護者に支給されます。ただし、障害児福祉手当と併給はできません。

対象者

身体障害者手帳1級から3級、療育手帳A1からB1をお持ちの児童。(ただし、施設に入所しているときは支給されません。)

支給額

月額 7,000 円

手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

問合せ

障がい福祉課 ☎059-229-3157

自立支援医療（育成医療）（所得制限があります）

育成医療は、手術等によって障がいが軽減され、機能が回復するような場合、給付が受けられます。対象の治療として、口蓋裂、関節形成などがあります。

対象者

18歳未満で身体に障がいを有し、医療を行うことにより、身体の機能障害を軽減または改善するなど、確実な治療効果が期待できる児童。

自己負担額

医療費の1割が自己負担となりますが、所得により上限額が設定されています。

手続き

障がい福祉課、またはお近くの総合支所の市民福祉課(福祉課)へ相談してください。

問合せ

障がい福祉課 ☎059-229-3157

津市障がい児等生活支援ファイル「はっぴいのと」のご案内

《はっぴいのと とは》

このノートは、障がいのある人や支援を必要とする人とご家族が、生涯にわたり安心して安全な生活を送ることができることを願って作成されました。

途切れのないより良い支援が受けられるよう、家族と支援者を結ぶツールとして、ご活用いただけます。

はっぴいのとの見本は、市障がい福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課）の窓口や市内の各学校、幼稚園、認定こども園、保育所等にも設置しています。

○利用するには

- ・津市に在住または在学の18歳以下のこどもの保護者で、津市障がい福祉課、各総合支所市民福祉課（福祉課）の窓口で利用申込書を提出された方には、専用ファイルに製本した「はっぴいのと」と「つながるハンドブック」を後日お渡しします。
- ・津市ホームページ（URL <http://www.info.city.tsu.mie.jp/>）からも各用紙をダウンロードして誰でも自由に利用できます。
- ・「つながるハンドブック」とは、こどもの成長に合わせた相談窓口と支援機関をまとめたものです。
「はっぴいのと」と同様に津市ホームページからもダウンロードして誰でも自由に利用できます。



○費用

無料（ただし、様式ダウンロードの場合の通信費や印刷費等は含みません。）

○お渡し方法

市が事業を委託している三重県自閉症協会会員がお渡し日等をご連絡します。

○「はっぴいのと」の構成

「はっぴいのと」は、A4判の加除式ファイルで、必要に応じて資料や情報をとじていきます。

○主な項目等

- ・成育歴や連絡先などの基本となる情報
- ・受診医療機関や服用している薬の記録
- ・アレルギーやけいれん症状など医療情報
- ・保育所や学校などの支援内容や生活の記録
- ・母子健康手帳や健診結果などをファイリングするポケット

○問合せ 障がい福祉課 ☎059-229-3157

② 児童発達支援センター

津市児童発達支援センター「つうぽっぽ」

心身や言語、運動発達に心配のある就学前のこどもの状況に合わせて、指導や訓練を行う通所施設です。

利用には、障がい福祉課で通所給付決定を受ける必要があります。（満3歳になって初めての4月1日から小学校就学までの3年間は無償化の対象となります。）

また、障がい児支援利用計画を立てるための計画相談も行います。

詳しくは下記までお問い合わせください。

開所時間：月曜日～金曜日 8:30～17:15

問 合 せ：津市児童発達支援センター ☎059-271-8080

こども家庭センター 発達支援担当 ☎059-229-3374

障がい福祉課 ☎059-229-3157

またはお近くの総合支所市民福祉課（福祉課）

※児童発達支援センターの他、民間の児童発達支援事業所及び障がい児相談支援事業所が市内各所にあります。



☆障がい福祉課では、障がいをお持ちの方々への支援を詳しく紹介する『障がい福祉のてびき』を作成しています。

障がい福祉課、または各総合支所市民福祉課（福祉課）へお問い合わせください。